

このように年金の支給開始年齢が話題に上ることが多い。年金財政の悪化を見越し、政府の審議会で年金を受け取る年齢を65歳よりも引き上げようとの検討が始まったからだ。ただ反対論も多く、そう簡単に決まる話ではない。まずは今の制度ではいつからどのようにもらえるのか、基本を頭に入れておきたい。

現在、会社員らが加入する厚生年金は60歳から、自営業者などの基礎(国民)年金は65歳から受け取ることが原則。会社員などは厚生年金に入ることで自動的に基礎年金にも加入している。65歳からは厚生年金と基礎年金の両方を受け取る。ただし厚生年金の支給開始年齢は段階的に引き上げられている途中で、2025年度には厚生年金の支給も65歳から原則になる。少し詳しく見てみよう。60代前半で支給する厚生年金は「特別支給の厚生年金」という位置付け。本来は基礎年金と同じく65歳からの支給なのだが、「特別に」支給しているという意味合いで、今はこの特別部分を徐々になくしていく最中なのだ。

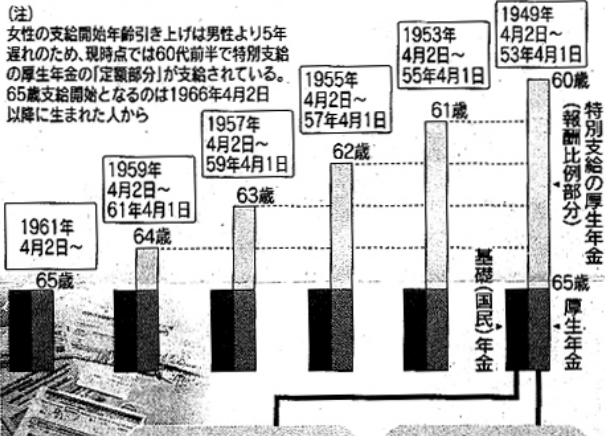
特別支給の厚生年金は「報酬比例部分」と「定額部分」の2つに分かれる。かつては共に60歳から支給していたが、まず定額部分が65歳に引き上げられ、次いで報酬比例部分が65歳となる。男性の場合、現在は定額部分の引き上げが完了し、定額部分はなくなったところだ。

60歳から可能

このように60代前半の年金がなくなっていくときに注目されるのが、年金を繰り上げ

年金受給 いつにする？

年金の支給開始年齢は生年月日により異なる(男性の場合)



年金を繰り上げ、繰り下げして受給したときの減・増額率(65歳で受け取る基礎年金を100としたときの額)

	その年齢になったときから	その年齢の6カ月目から
60歳	70	73
61歳	76	79
62歳	82	85
63歳	88	91
64歳	94	97
65歳	100(65歳中は同じ)	
66歳	108.4	112.6
67歳	116.8	121
68歳	125.2	129.4
69歳	133.6	137.8
70歳	142(以降同じ)	

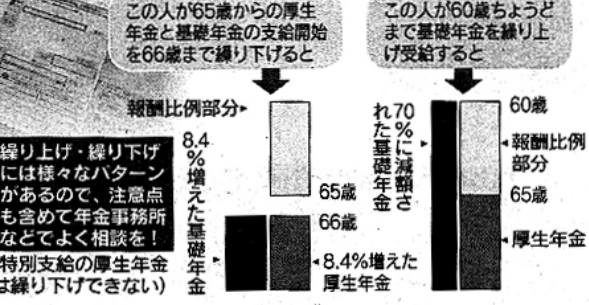
(注)1941年4月2日以降に生まれた人に適用される率、実際の支給開始は月単位で異なる

て受け取る方法だ。基礎年金は請求すれば最大で5年早く、60歳から受け取れる。60代前半のどこからでも1カ月単位で受け取る時期を選ぶことができる。基礎年金だけしかない人はもちろん、特別支給の厚生年金をもらっている人も、基礎年金を繰り上げて60代前半の年金を厚くすることが出来る。

しかし1カ月倒しするに請求すれば最大で5年早よりの金額が0.5%減り、その額が一生続く。基礎年金は現在、40年加入したときの満額で65歳から年78万8900円(月約6万6000円)。これを60歳から受け取るに申請すれば、80%減額する55万2200円(月約4万6000円)の年金となる。

76歳すぎ境目
その理由の一つは長生きすれば、本来の額で受け取っていた方が有利だからだ。5年繰り上げる場合と本来額を受け取る場合を比べると、76歳すぎを境として、累積受取額が本来額でもらったほうが大きくなる。日本女性の平均寿命が86歳であることは頭の片隅に入れておきたい。

「友達が早くもらうって旅行などを楽しんでいる」。社会保険労務士の城戸正幸氏のもとには、基礎年金の繰り上げについて相談に来る女性が増えている。夫の年金収入などもあるの、自分の年金は「お小遣い」という認識で気軽に繰り上げる面もあるようだ。しかし城戸氏は「よく考えるべきだ」と忠告する。



繰り上げなら額少なく

社労士の安中繁氏によると、繰り上げ受給を決めた後で夫が亡くなったときも不利になりかねない(「ニ」参照)。このほかにも、繰り上げると、障害状態となったも障害年金を受け取ることができないなどの制約がある。繰り上げを考えている人は、年金事務所などで金額を試算してもらうのがよく相談したい。年金事務所の窓口では繰り上げた場合のデメリットも伝えることになっているが、混雑していると説明も急ぎがち。社労士の豊嶋和佳子氏は「即決せずにいったん家に持ち帰って、家族とも相談したうえで決めた方がよい」とアドバイスする。

繰り上げの逆で、本来の65歳よりも後で受け取り始める繰り下げという仕組みもある。こちらは66歳から70歳までの間で、1カ月単位で支給開始時期を遅くすることができ、1カ月遅らせるごとに受給額が0.7%増える。65歳で満額の基礎年金をもらっている人が70歳まで受給開始を遅らせた場合、金額は年112万2000円となる。65歳から受け取る分の厚生年金の繰り下げも可能。生活資金に余裕のある人は検討してもよさそうだ。

ただし、こちらについてもデメリットはあるので、よく考えてから決めたい。

60代前半で特別支給の厚生年金を受け取っていた人などは、65歳になる直前に日本年金機構から「年金請求書」が郵送されてくる。ここには基礎年金と厚生年金のそれぞれについて繰り下げを希望するか確認する欄がついている。希望しない人はマルをつけずに返送すればよいが、放置しておくと「繰り下げ希望」となされ、年金がとまってしま(社労士の東海林正昭氏)ので注意が必要だ。

(編集委員 山口聡)

A子さん(60)は65歳で満額の基礎年金を受け取れるのだが「早く生活を楽しまたい」と、60歳からもうこのことを希望した。30%減で年約55万円の基礎年金となる。

この1年後、夫(65)が亡くなるケースを社労士の安中繁氏が試算した。夫は自営業の経験もあり、厚生年金は少なめの年約78万円。遺族厚生年金はその4分の3で約58万円だ。

A子さんが60代前半のうち遺族厚生年金か、減額した自分の基礎年金かどちらか一つしか受け取れない。一般的

繰り上げ受給後、夫が死亡 65歳以後も減額続く

には遺族厚生年金の方が高額になることが多いので、そちらを選ぶ。A子さんもそう。せっかく繰り上げた意味がなくなる。

65歳になると自分の基礎年金と遺族厚生年金の両方をもつようになるが、繰り上げたA子さんの場合は、遺族厚生年金が減額されたまま、A子さんの場合、遺族厚生年金と減ったままの基礎年金、経過の寡婦加算という加算金を含めて年約123万円。一方、65歳で本来額をもらっていた場合は147万円。繰り上げの注意の一つだ。